

# 塩竈市事後審査型制限付き一般競争入札公告

告示第 170 号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩竈市建設工事執行規則（昭和45年規則第22号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月3日

塩竈市長 佐藤 光樹

## 1 制限付き一般競争入札に付す工事

- (1) 工事名 令8-依・宮振・補 伊保石公園市民の森記念館トイレ等改修工事
- (2) 施工場所 塩竈市字伊保石95-1
- (3) 工期 契約日より令和8年12月25日まで
- (4) 入札担当課 総務部管財契約課
- (5) 工事担当課 産業建設部まちづくり・建築課
- (6) 工事概要

### 【建物概要】

建物名称 伊保石公園市民の森記念館  
構造階数 RC造 1階  
主用途 緑地管理棟

### 【工事概要】

男子便所、女子便所 建築・電気・機械設備改修工事 一式  
便所 建築・電気・機械設備改修工事 一式  
外構スロープ、ステップ改修工事 一式  
屋上防水改修工事 一式

## (7) 支払条件

前払い金 (40%以内)  
中間前払金 (20%以内)  
竣工払い

## 2 入札参加資格

令和7・8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、公告日時点において次の事項に該当する者。ただし、(7)(技術者の配置条件)についての基準日は開札日時点（着手日指定がある工事は着手指定日時点）とする。

- (1) 建設業法第3条に規定する営業所等を二市三町（塩竈市・多賀城市・松島町・利府町・七ヶ浜町）内に有していること。
- (2) 塩竈市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建築一式工事業に係る建設業の許可を受けていること。
- (7) 配置技術者に関する条件については、建設業法第26条の定めるところにより、当該入札参加業者と直接かつ継続的雇用関係にある技術者をこの工事現場に配置できること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項に規定する本公告5(1)④で求める経営事項審査結果の建築一式工事の総合評点が450点以上であること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年度塩竈市告示第93号）に規定する要件に該当しないこと。

3 入札参加に必要な申請書類等配付期間及び場所

- (1) 令和8年6月3日から令和8年6月17日まで
- (2) 配布方法 塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより入手すること。  
ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

4 契約規則等を示す場所

塩竈市建設工事執行規則、塩竈市建設工事事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱、塩竈市工事請負契約約款等は9(2)で示す場所において閲覧できる。

5 入札参加申請

- (1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。(郵送等は認めない)

なお、入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。(塩竈市建設工事事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱、平成19年度塩竈市告示第116号)

- ① 一般競争入札参加申請書(塩竈市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第1号)
- ② 配置予定の技術者に関する調書(塩竈市建設工事制限付一般競争入札実施要綱様式第3号)  
(国家資格検定合格証明書又は監理技術者資格者証等の写し、雇用関係を確認できる書類※の写しを添付すること)※健康保険証、標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等
- ③ 建設業の許可の写し
- ④ 令和8年6月18日(入札日)の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けた最新の経営事項審査結果通知書の写し

※ ①～④の書類を袋とじし、割印を押して提出すること。

※ 入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※ なお、一般競争入札参加受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

- (2) 提出期間及び提出場所

提出期間 令和8年6月3日から令和8年6月17日まで(土曜、日曜、祝日を除く)

午前9時から午後4時まで

提出場所 塩竈市総務部管財契約課契約係(本庁舎2階)

6 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札参加資格の審査は、塩竈市建設工事事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱第8条の規定により審査する。
- (2) 最低制限価格以上で予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。なお、開札後に落札者とするための入札参加資格の審査を行う。
- (4) 提出された書類等により入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行う。
- (5) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。
- (6) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

7 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

- (1) 2に定める資格のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

8 入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。
- (2) 市長は、8(1)の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

## 9 設計図書等の閲覧

### (1) 設計図書の閲覧期間

令和8年6月3日から令和8年6月17日まで

### (2) 設計図書の閲覧場所及び配布

ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

### (3) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、塩竈市総務部管財契約課契約係まで持参またはFAXすること。

FAXによる場合は必ず電話で到着の確認を行うこと。

なお、質問に対する回答は、9.(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

FAX番号：022-364-5304

### (4) 質問の受付期間

令和8年6月3日から令和8年6月10日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

### (5) 回答書の閲覧期間

令和8年6月15日から令和8年6月17日まで

9.(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

### (6) 現場説明

設計図書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

## 10 入札執行の日時場所

令和8年6月18日 午前9時30分

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所 4階入札室

## 11 入札の方法

(1) 入札参加資格者は一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。

(2) 郵送や電送による入札は認めない。

(3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。

(4) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。

(5) 入札回数は3回以内とする。

## 12 工事費の内訳がわかる書類の提出

(1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費の内訳がわかる書類の提出を求める。(入札執行時に提出できない場合は失格とする。)

(2) 書類の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

## 13 最低制限価格 設定する。(最低制限価格より低い入札は失格とする)

## 14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格以外の者が行った入札

(2) 入札者の記名押印の無い入札

(3) 金額、その他重要事項の記載が不明確な入札

(4) 7(1)に該当する者が行った入札

(5) 11(4)で示す入札心得を遵守しない入札

## 15 入札保証金 免除とする。

## 1.6 契約保証金

契約金額の10分の1以上とする。契約締結時に保証事業会社、保険会社又は金融機関が発行する保証の証券又は証書を提出すること。(現金・小切手・国債・地方債証券・公社債・その他政府保証のある債券等による納付は認めない。)

## 1.7 その他

落札者は、5(1)②における「配置予定の技術者に関する調書」に記載されている者を本工場の現場に配置しなければならない。

ただし、次の(1)から(3)の期間については他の現場の技術者を兼ねることができる。

- (1) 設計図書又は工事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間。
- (2) 工場の完成検査が終了し、事務手続きのみが残っている場合。
- (3) 工事を中止している場合、その他これに類する場合。

なお、本工事が完了するまで、特別の事情がある場合を除き、本工事に専任した技術者の変更は認めない。

## 1.8 記載内容問い合わせ

塩竈市旭町1番1号

塩竈市総務部管財契約課契約係(本庁舎2階)

TEL: 022-355-5781(直通)

FAX: 022-364-5304